農作業安全の手引き

令和８年９月

茨城県農林水産部産地振興課

目次

まえがき・・・１

Ⅰ　農作業事故の実態

１　農作業事故における死亡事例の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　農作業事故発生状況（死亡事故を含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅱ　農作業事故の原因と防止対策

１　主な農作業事故の原因・・・１3

２　事故の発生要因・・１3

３　農作業事故の法則・・１4

４　事故防止対策のポイント　・・・１4

（参考様式１）トラクター安全運転チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１8

Ⅲ　熱中症対策について・・・22

（参考様式２）熱中症に関する健康状態自己チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

（参考）茨城県農作業事故調査実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

まえがき

・農作業事故の発生を防止するためには、事故の実態把握と要因解明が重要です。
・本手引きは、今後の総合的な事故防止対策の基礎資料とすることを目的に、茨城県農作業事故調査実施要領に基づき、令和７年１月から12月に発生した農作業事故について、各市町村の消防本部等と連携して情報収集し、とりまとめたものです。
・農作業安全の啓発に御活用いただくとともに、引き続き、農作業事故防止に向けた取組に、御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和８年９月
茨城県農林水産部産地振興課長

Ⅰ　農作業事故の実態

※本資料に掲載するすべての図の数値は四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

1　農作業事故における死亡事例の発生状況

○　令和７年の農作業事故死亡者数は１２人であり、前年より１人減少した（図 1）。

○　過去 10 年間（H27～R6）の平均死亡者数は９人であり、毎年 10 人前後が亡くなっている。

○ 令和 7 年の農作業死亡者数の年齢別の割合は、80 歳以上が 50%、60 歳から 79 歳が 42%を占めた。

○　過去 10 年間（H27～R6）の農作業死亡者数で見ると、年齢別の割合は 80 歳以上が 52%、60 歳から 79 歳が 41%を占めており、60 歳以上の高齢者の割合が全体の 93%を占めた。

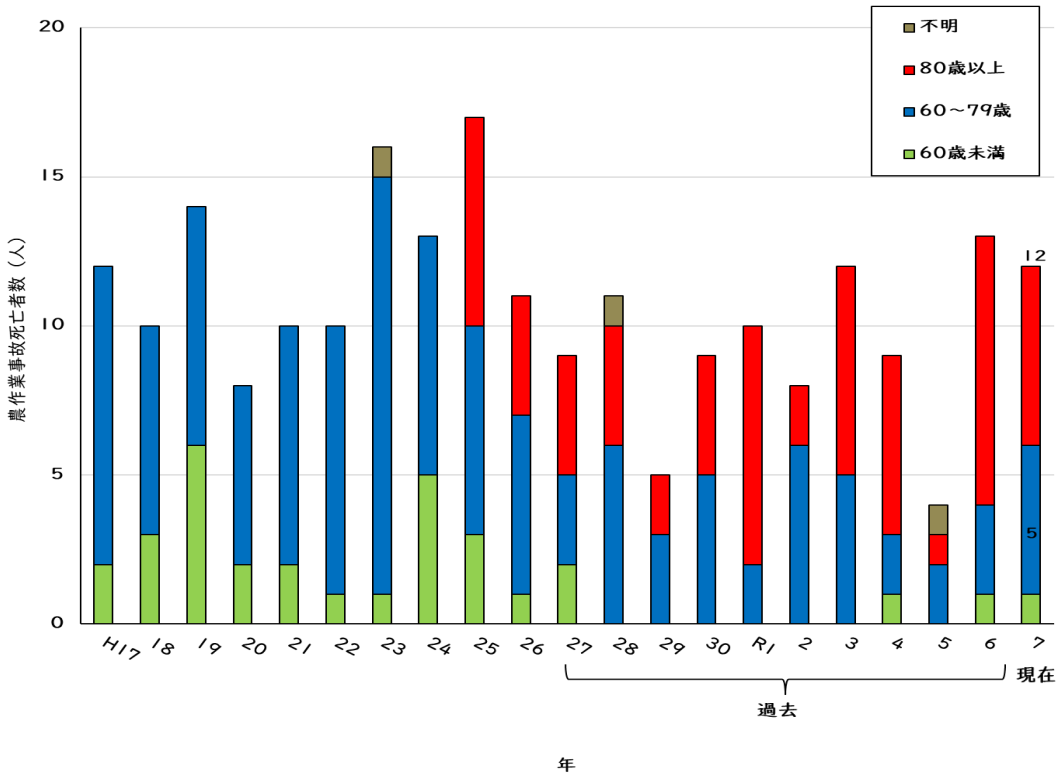

図 1　20 年間(H17～R6)の農作業事故死亡者の推移と年齢

平成 25 年から 60 歳以上を 60 歳～79 歳と 80 歳以上に区分して集計。

平成 28 年より「死亡時の年齢」に「不明」を項目追加して集計。

なお、平成 23 年は不明 1 件と報告あり。

○　令和７年の死亡事故の受傷要因の中で多いものは、物体に挟まれた事故（25%）、熱中症（25%）、巻き込み事故（8%）であった。（図２）

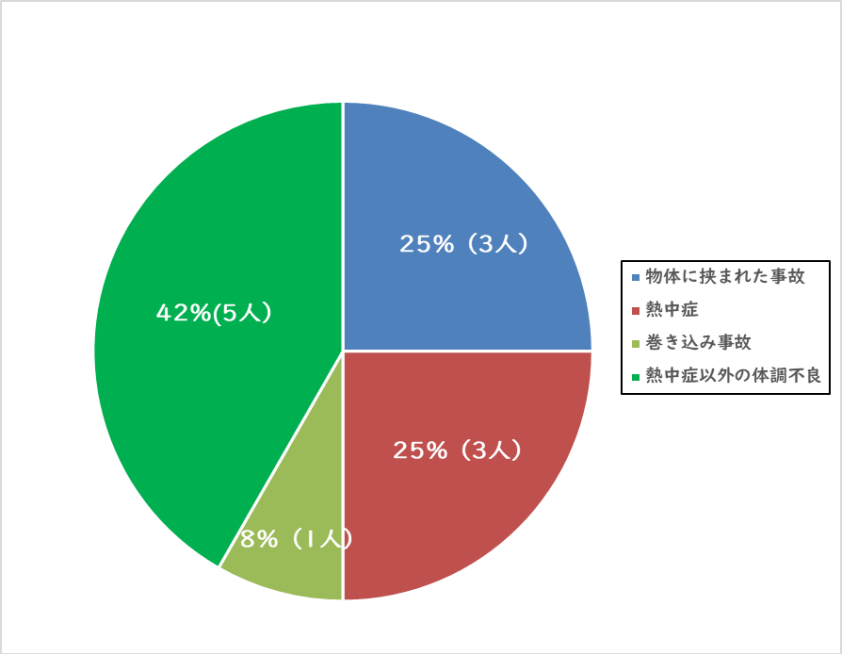

図２　R7 の農作業死亡事故の受傷要因（延べ12人）

○　過去 10 年間（H27～R6）死亡事故の受傷要因の中で多いものは、挟まれ（22%）、転倒・転落（12%）、作業中の病気（7%）、巻き込み（7%）、交通事故（4%）であった。その他には、事故原因が不明、発見した際に倒れていた、などが含まれる。（図３）。

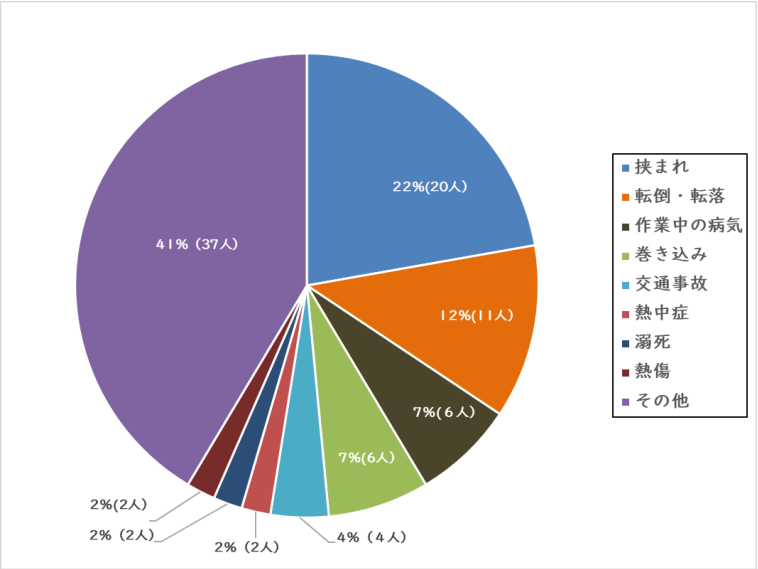

図３　過去 10 年間(H27～R6)の農作業死亡事故の受傷要因（延べ 90 人）

○　令和７年と過去 10 年間（H27～R6）の死亡事故の発生場所は、ほ場が多かった。（図４・図５）。

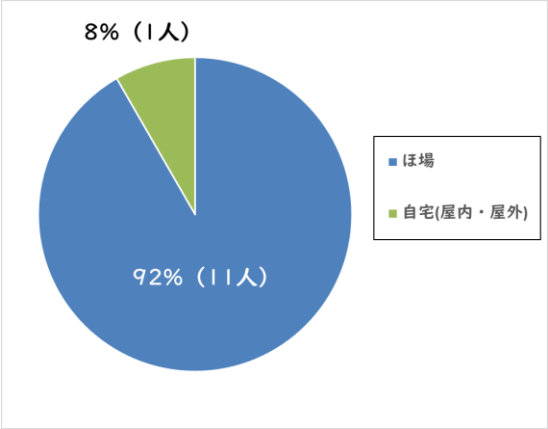

図4　R7 の農作業死亡事故の
発生場所(延べ 12 人)

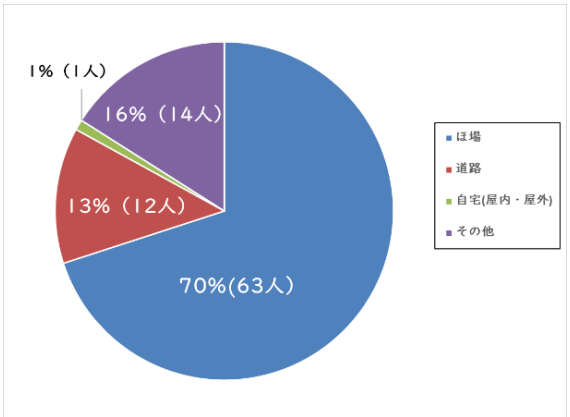

図 5　過去 10 年間(H27～R6)の
農作業死亡事故の発生場所(延べ 90 人)

○　死亡事故のうち、令和７年の農業機械が原因のものが３分の１を占めた。原因となった農業機械の種類を見ると、トラクター（17%）が最も多かった（図６）。

○　過去 10 年間（H27～R6）においても、農業機械が原因のものが過半数を占めた。原因となった農業機械の種類を見ると、トラクター(26%)が最も多く、次いで耕うん機、コンバイン（４%）が多かった。(図 7)。

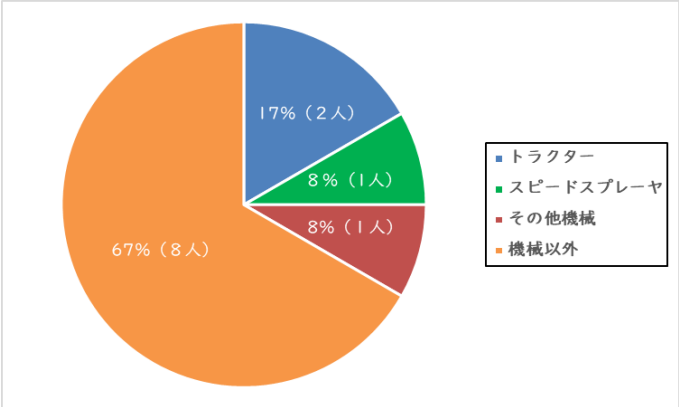

図6　R7 の農作業死亡事故の
機械の種類(延べ 12 人)

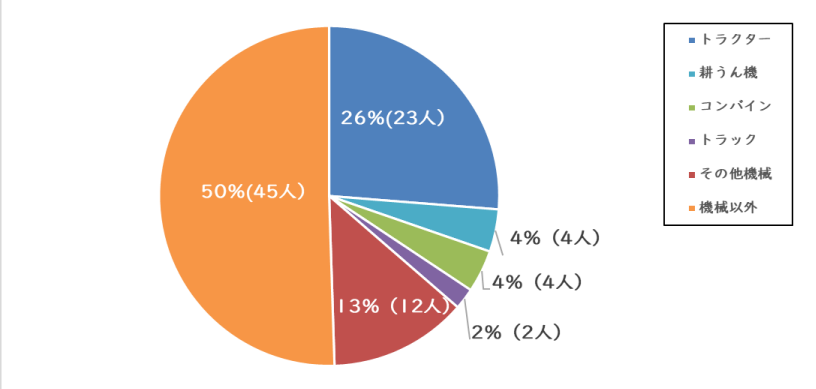

図 7　過去 10 年間(H27～R6)の
農作業死亡事故の機械の種類(延べ 90 人)

○　令和７年の死亡事故のうち農業機械に係るものでは、トラクター、スピードスプレーヤなどによる事故であった。受傷要因としては、挟まれ、巻き込まれによるものであった（表１）。

○　農業機械以外では、熱中症以外の体調不良の事例が最も多かった。

表１ R7 の農作業死亡事故の機械の種類と受傷要因の関係

（単位：人）

		受傷要因						
		熱中症	熱中症以外の体調不良	転倒・転落	挟まれ	巻き込まれ	その他	総計
農業機械	トラクター				1	1		2
	スピードスプレーヤ				1			1
	その他				1			1
機械以外		3	5					8
総計		3	5	0	3	1		12

○　過去５年間（R2～R6）の死亡事故のうち農業機械に係るものでは、トラクターでの転倒・転落事故が圧倒的に多かった。トラクターではほかに、巻き込まれ、挟まれの事故も発生していた（表２）。

○　農業機械以外では、熱中症以外の体調不良の事例が最も多く、次いで熱中症によるものが多かった。

表２ 過去５年間(R2～R6)の農作業死亡事故の機械の種類と受傷要因の関係

（単位：人）

		受傷要因							
		熱中症	熱中症以外の体調不良	転倒・転落	挟まれ	巻き込まれ	交通事故	その他	総計
農業機械	トラクター			9	1	2			12
	コンバイン					2	1		3
	スピードスプレーヤ				1				1
	トラック						1		1
	その他			1	1	1		2	5
機械以外		2	20	1				1	24
総計		2	20	11	3	5	2	3	46

2　農作業事故の発生状況（死亡事故を含む）

○　令和７年の農作業事故件数は 195 件であった（図 8）。

○　過去 10 年間（H27～R6）の平均事故件数は 206 件であった。

○　過去 10 年間の農作業事故において、年齢別で見ると、60 歳以上が 76%と大半を占め、40～59 歳が 14%、39 歳以下が 8%と、高齢者による農作業事故が多かった。令和７年においても高齢者の農業事故が多かった。

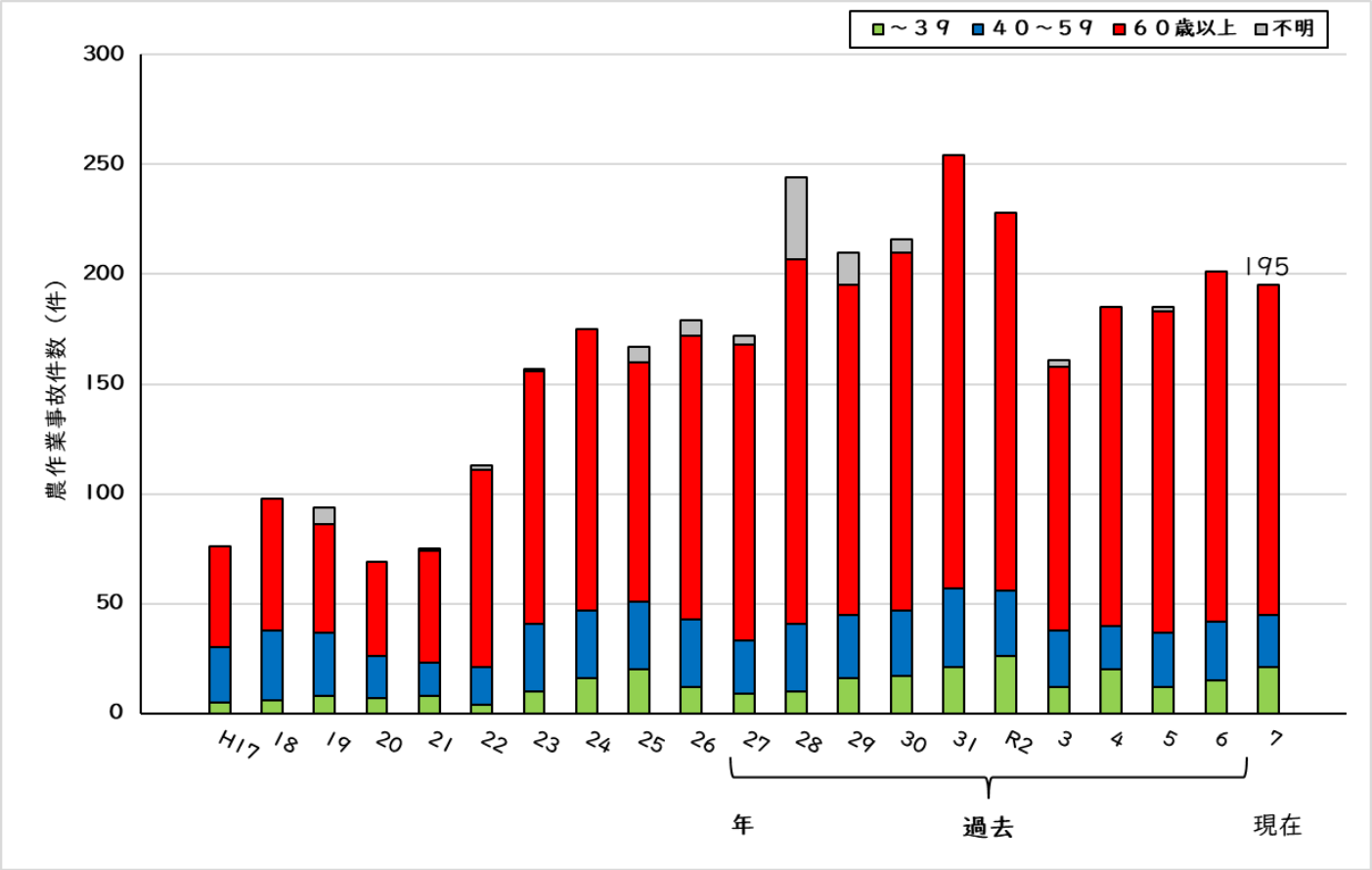

図 8　年齢別農作業事故件数の推移(H17～R7)

○　令和７年は８月の農作業事故が、３６件と最も多かった（図９）。そのうち、半数以上の２１件が熱中症による事故であった。

○　過去 10 年間（H27～R６）では、月別の農作業事故発生件数は、7～9 月が多く、12～2 月が少ないものの、事故は通年で発生していた（図 9）。

○春季及び秋季は農繁期であること、夏季は熱中症が起こりやすいことが、事故件数の増加につながっていると考えられる。

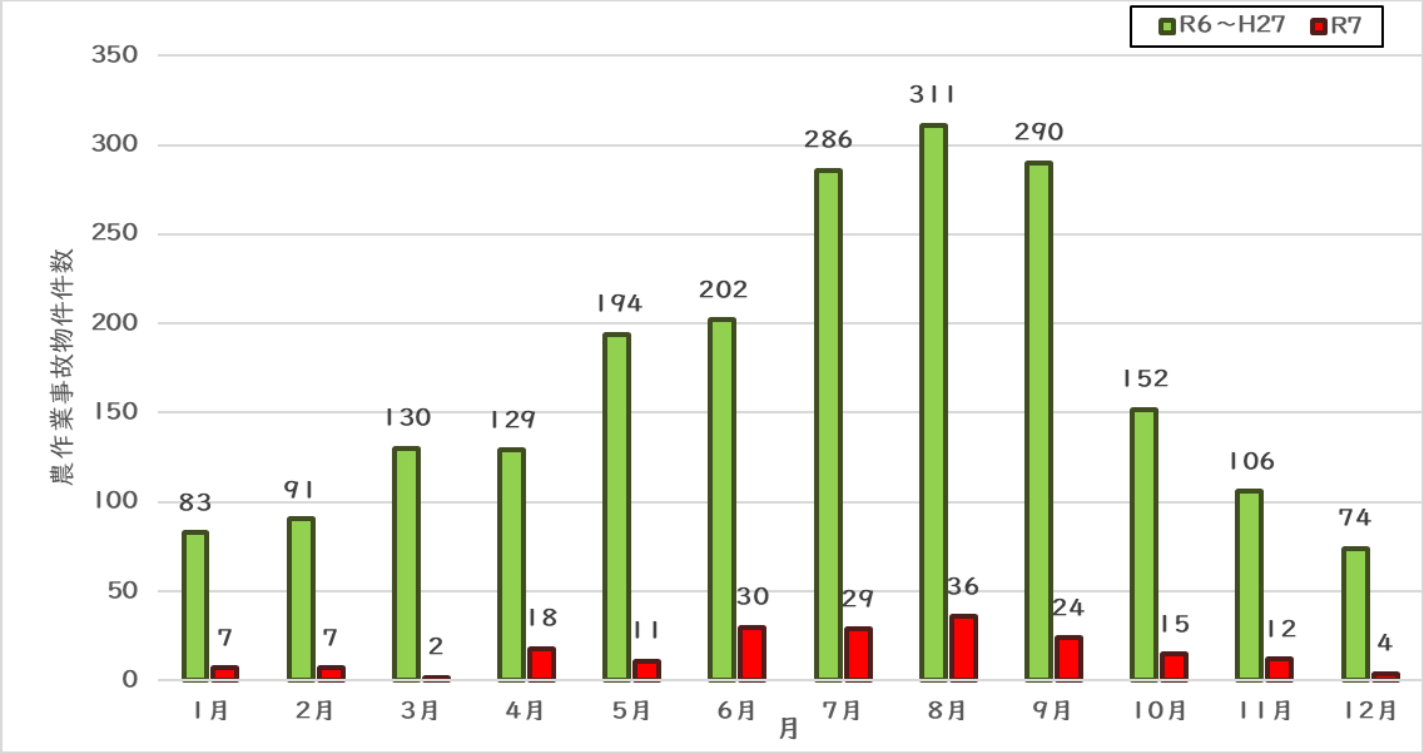

図 9　月別の農作業事故発生件数(過去 10 年間(H27～R6)の累計および R7)

○　令和７年の場所別の農作業事故において、最も事故の発生が多いのは畑（52%）で、次いで多いのは田（16%）であり、田畑での事故が全体の 68%を占めていた。また、自宅での事故（15%）も多かった（図 10）。

○　その他には、牧場などが含まれる。

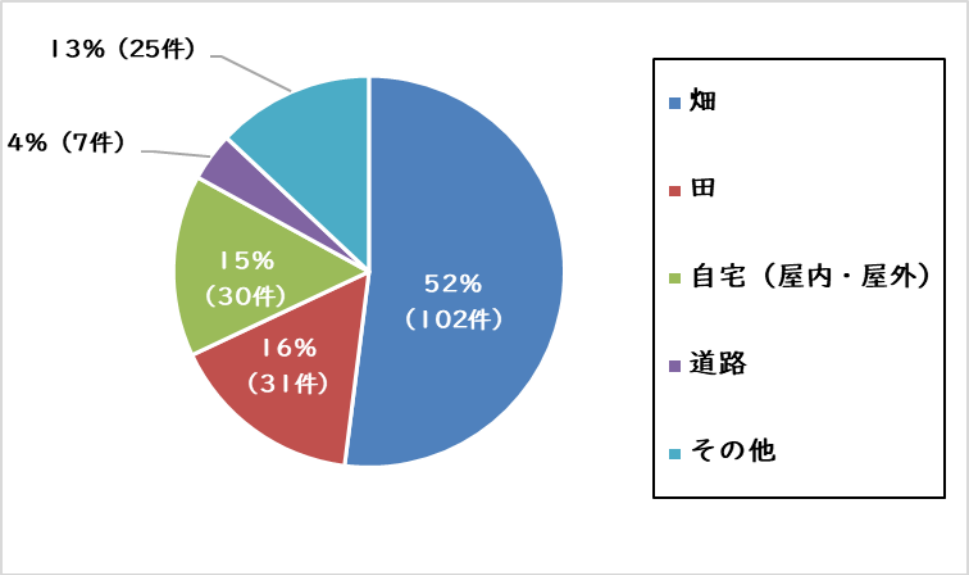

図 10　R7 の場所別の農作業事故発生件数(延べ 195 件)

○　過去 10 年間（H27～R6）においても、最も事故の発生が多いのは畑（47%）で、次いで多いのは田（18%）であり、田畑で全体の事故が 65%を占めた（図 11）。

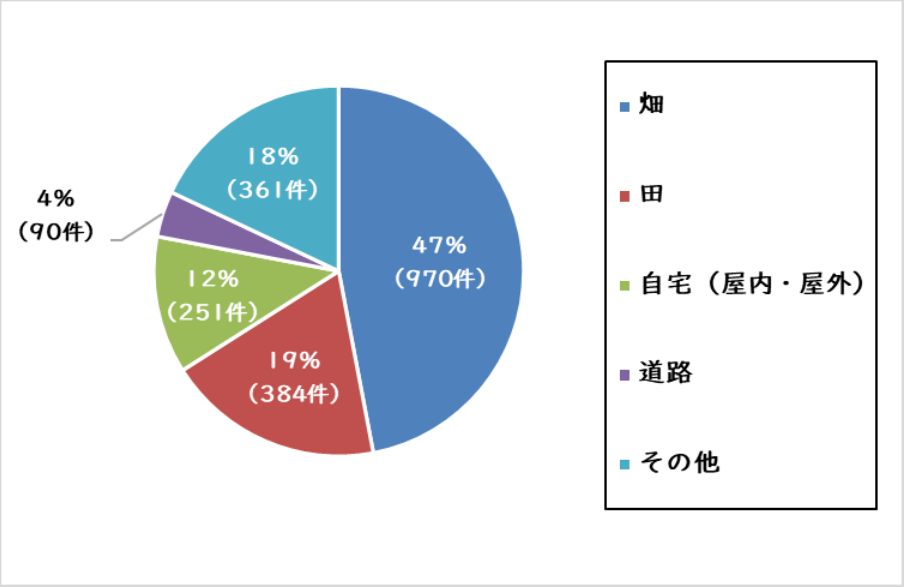

図 11　過去 10 年間(H27～R6)の場所別の農作業事故発生件数(延べ 2,056 件)

○　令和７年の作業別の農作業事故において、最も事故の発生が多いのは刈払い（24%）、収穫・脱穀（14%）であり、次いで運搬（６%）であった（図 12）

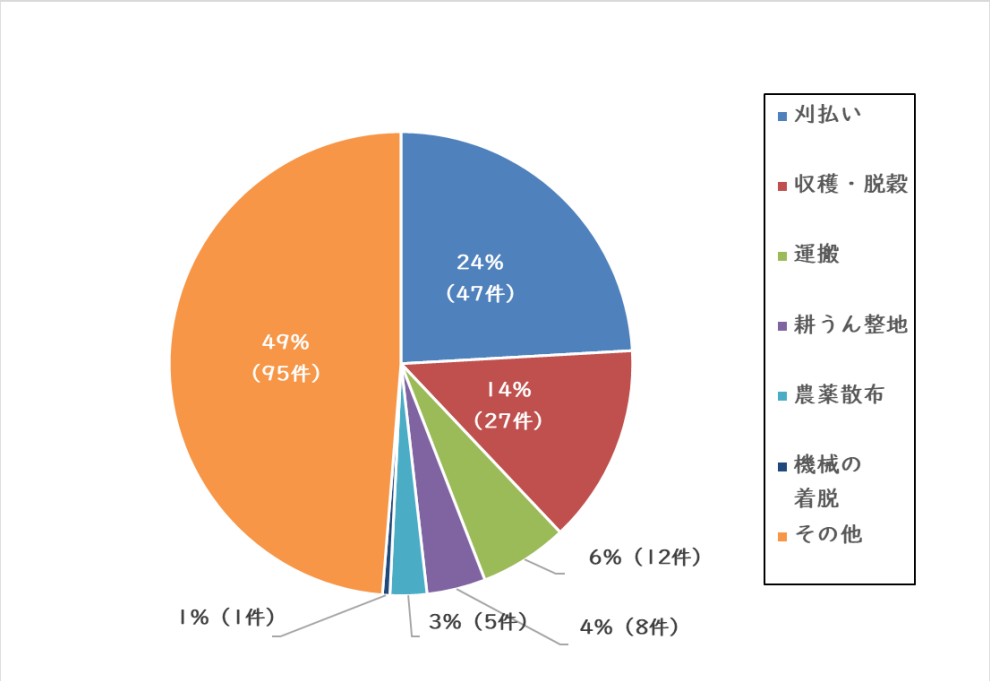

図 12　R7 の作業別の農作業事故発生件数（延べ 195 件）

○　過去 10 年間（H27～R6）においては、最も事故の発生が多いのは刈払い作業（17%）で、次いで耕うん整地（12%）、収穫・脱穀（11%）であった（図 13）

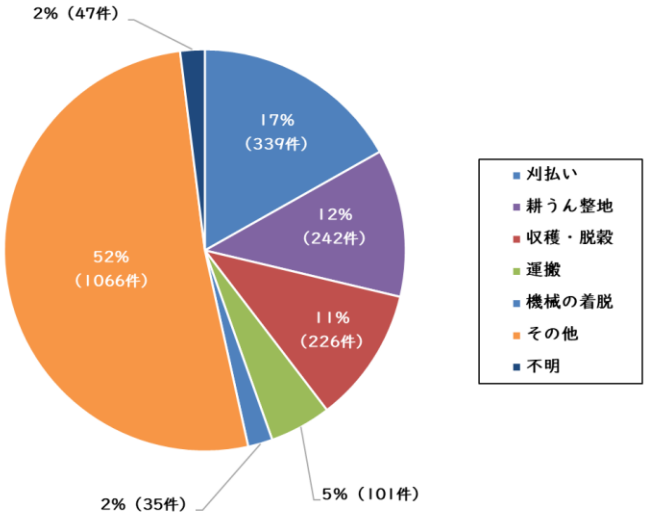

図 13　過去 10 年間（H27～R6）の作業別の農作業事故発生件数（延べ 2,056 件）

○　令和７年の農作業事故において 30%は農業機械に係るものであり、原因となった機械で多かったのはトラクター（7%）、刈払機（6%）であった。（図 14）。

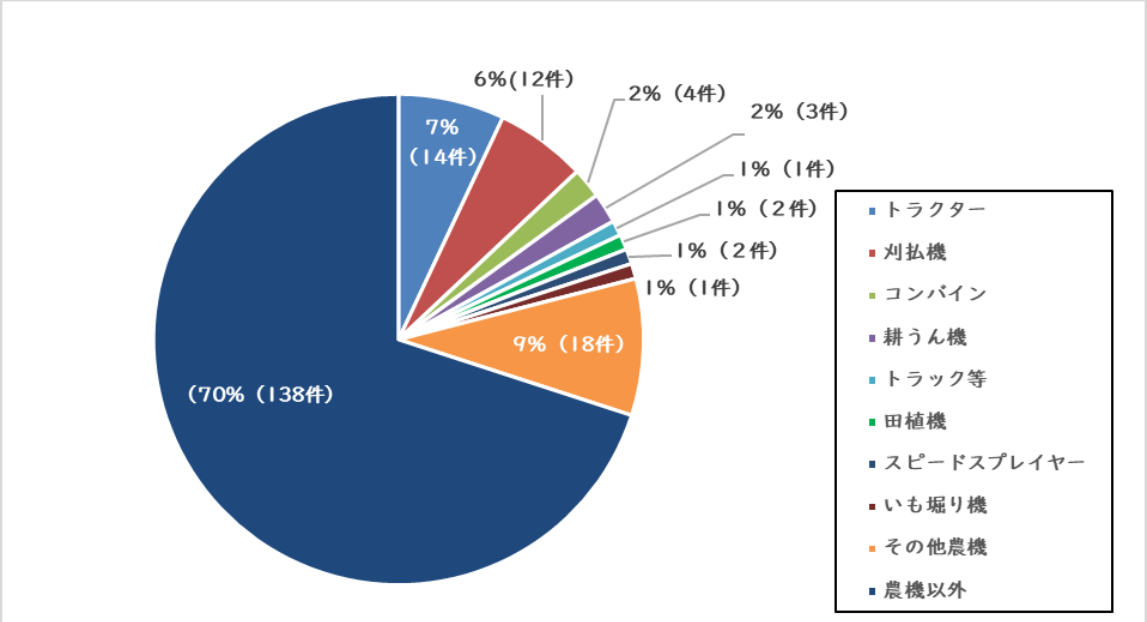

図 14　R7の農作業事故の原因(195 件)

○　過去 10 年間（H27～R6）においては、事故のうち 43%は農業機械に係るものであり、原因となった機械で多かったのはトラクター（11%）、刈払機（６%）であった。（図 15）。

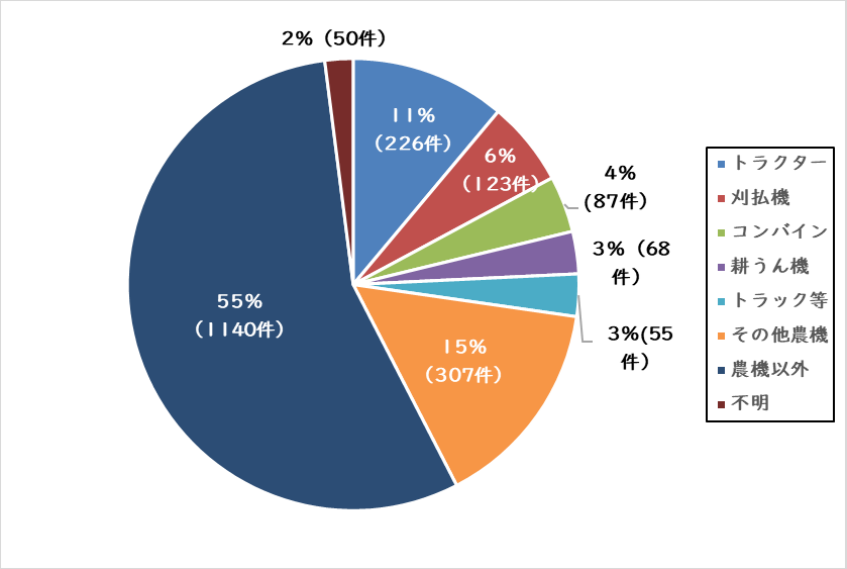

図 15　過去 10 年間(H27～R6)の農作業事故の原因(2,056 件)

○　令和７年の農作業事故の 195 件のうち、農業機械に係るものは 57 件、機械以外は 138 件であった（表３・表４）。

○　そのうち農業機械に係るものでは、刈払機での除草時の事故が多かった。また、トラクターでは、耕うん時や運搬・移動時に事故が多く発生していた。（表３）。

○　トラクターの事故では、転倒・転落、挟まれによって受傷していた。刈払機では、刃物による受傷が最も多かった（表４）。

○　農作業機械以外の事故では、熱中症による事故が非常に多く、除草作業で多く発生していた（表５）。

表３　令和7年の農作業事故の機械の種類と受傷要因･被災作業の関係

（単位：人）

		受傷要因・被災作業								
		熱中症	収穫・脱穀	運搬・移動	除草	耕うん	農薬散布	機械の脱着	その他	総計
農業機械	トラクター	1		5		5			3	14
	刈払機				12					12
	コンバイン	1	1					1	1	4
	田植機		1	1						2
	スピードスプレーヤ						2			2
	トラック	1								1
	いも堀り機		1							1
	その他		2	2	2	2			13	21
機械以外		54	10	2	18	1	3		50	138
総計		57	15	10	32	8	5	1	67	195

表４　令和7年の農作業事故の機械の種類と受傷要因の関係

（単位：人）

		受傷要因									
		熱中症	熱中症以外の体調不良	転倒・転落	刃物による受傷	巻きこまれ	蜂・蛇等	挟まれ	交通事故（ひかれ・衝突など等）	その他	総計
農業機械	トラクター	1	1	3		1		3	1	4	14
	刈払機			1	7		1			3	12
	コンバイン	1		1	1					1	4
	田植機			1				1			2
	スピードスプラーヤ							2			2
	トラック	1									1
	いも堀り機					1					1
	その他		1	3	6	3		5		3	21
機械以外		54	42	17	2		14	3		6	138
総計		57	44	26	16	5	15	14	1	17	195

表 5　令和7年の機械以外による農作業事故の要因

（単位：人）

		受傷要因											
		熱中症	熱中症以外の体調不良	転倒・転落	蜂・蛇など	筋骨格系障害	刃物による受傷	薬剤吸引	挟まれ	飛来・落下	機械・施設の接触	鋭利物による受傷	総計
被災作業	除草	15	5	5	8								33
	収穫・脱穀	12	7	3									22
	運搬・移動			1					1				2
	耕うん		1										1
	農薬散布					1		1	1				3
	その他作業	27	29	8	6	1	2		1	1	1	1	77
総計		54	42	17	14	2	2	1	3	1	1	1	138

（注）その他の作業には、伐採作業などが含まれる。

Ⅱ　農作業事故の原因と防止対策

１　主な農作業事故の原因

◆トラクター等の農機の転倒転落及び農機からの転落
◆刈払機等の安全防護されていない危険部位への接触
◆ロータリー等作業機への巻き込まれ
◆移動中、運搬中の交通事故
◆作業中の体調悪化、病気（熱中症含む）
◆脚立、はしご、屋根、樹木等からの転落や転倒
◆カマやナタ等による受傷　など

２　事故の発生要因

（１）人的要因

◆能力差 ―――― 知識、経験、年齢、身体機能
◆高齢化 ―――― 身体機能の低下
◆安全意識 ―――― 慣れ ―――― マンネリ化、いつもやっているから
　　├― 過信 ―――― 自信過剰、自分は大丈夫
　　└― 感覚 ―――― 危険の予知予察、状況判断の欠如
◆健康管理 ―――― 疲労、睡眠、体調不良、飲酒等への配慮が不十分
◆集中力 ―――― 過度な労働と気分転換の不履行
◆正しい操作 ―――― 未熟な操作と取扱説明書の軽視
◆安全装置 ―――― 服装、ヘルメット、安全靴、手袋等の不備
◆規則等 ―――― 交通規則、安全規則等の不徹底

（２）機械的要因

◆事故の多い機械 ―――― トラクター、刈払機、耕うん機、コンバイン、トラック
◆機械の危険箇所 ―――― チェーン、ベルト、刃、回転軸、車輪等
◆安全装置の不備 ―――― 安全フレーム、安全キャブ等
◆機械管理の不備 ―――― 点検、整備、修理、調整、清掃

（３）環境的要因

◆ほ場 ―――――― 形状、勾配、凹凸、岩石、樹木、土質、出入り口の幅・勾配・段差
◆道路 ―┬― 一般道 ―― 交通量、見通し、自動車と農機の速度差
　　└― 農　道 ―― 幅、傾斜、カーブ、路肩、隅きり、雑草、樹木
◆庭先 ―――――― 広さ、門口の見通し、老人、子供
◆格納庫（作業場） ―――― 広さ、高さ、段差、窓、照明、整理状況
◆気象条件 ―――――― 季節、天候、気温、湿度、視界等

3　農作業事故の法則

ハインリッヒの法則とは「1 件の重大事故の背後には、29 件の軽い事故と 300 件のヒヤリハット（ひやっとした、はっとした経験）がある」というものです（下図）。

「ひやっとした、まずいな」と感じた現場の体験を放置すると、それが後々の大きな事故につながるかもしれません。小さなミスも原因を追究して対処すること、また、農業者同士でヒヤリハットを共有し対策につなげることが、重大事故の防止のためには重要です。

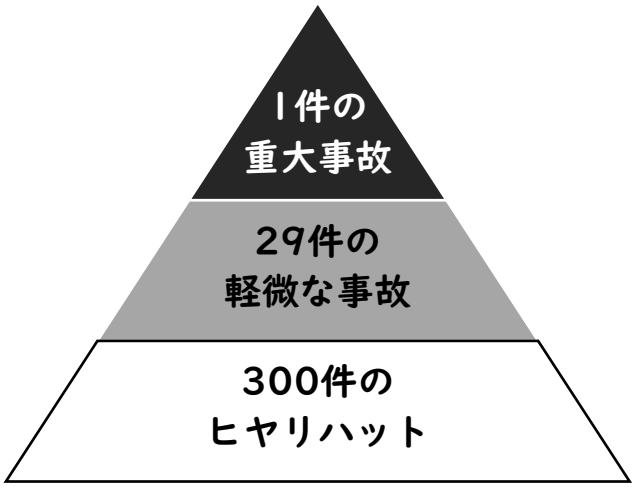

ハインリッヒの法則

4　事故防止対策のポイント

（1）安全対策の心得

農業機械の使用者は操作の熟練に努め、使用者自身の安全と補助者等の安全を確保するため機械を正しく操作すること。また、県や農業団体が実施する講習会、研修会に参加して技能知識の向上を図ること。さらに、万が一の事故に備え、安全キャブ及び安全フレームの装備された機械など、安全性の高い機械を使用するよう努めること。

（2）使用者の条件

ア　農業機械の取扱説明書をよく読んで正しい操作方法を理解すること。

イ　過重な作業が続く場合は疲労に留意し、２時間の作業中に 15 分以上の休憩をとること。また、妊娠中の女性は、振動を伴う機械作業に従事しないこと。

ウ　暴飲暴食を控えて十分な睡眠をとるとともに、慣れからくる安易で軽率な運転操作をしないこと。

エ　特に高齢者は身体機能の低下を自覚し、低速で慎重な作業を心がけること。

オ　一人作業はできるだけ避けること。やむを得ないときは家族に作業場所を伝えておくこと。

カ　過労・病気等の理由により正常な操作ができない者は、機械作業に従事しないこと。

（３）農業機械の点検整備

ア　農業機械は日常及び定期の点検整備を行い、常に安全で良好な状態を保つこと。

イ　特に操縦装置、制動装置、防護装置等危険防止のために必要な装置が正常な機能を発揮できるよう留意すること。

ウ　機械に取りつけられた防護装置等を、機械の点検整備又は修理等のために取り外した場合は、必ず元に戻すこと。

エ　作業機を上げた位置で点検調整等を行う場合には、ロック装置を使用して作業機の落下を防止すること。

オ　機械の点検整備、作業機の着脱等は、平坦で安全な場所で行い、作業機の装着が終わったときは、確実に装着されているか、ピンに抜止めピンがしてあるかどうかを確認すること。

カ　屋内でエンジンをかけたまま点検整備等を行う場合は換気に注意すること。

キ　点検整備に必要な工具類は適正に管理し、正しく使用すること。

（４）農作業時の安全

ア　土地の形状、気象等により機械作業の条件が悪い場合は、無理のない作業計画を立ててあせらず適切な判断と方法で慎重に操作すること。

イ　農作業中は常に機械の周囲に注意し安全を確保すること。特に、耕うん機のバック時のはさまれ事故に注意すること。

ウ　機械の転倒転落を防止するため、次の点に注意すること。

（ア）傾斜地の作業では速度、旋回、作業方法等に注意して操作すること。

（イ）ほ場への出入り、溝又は畦畔の横断、軟弱地の通過、機械の積み下ろし等に際しては適切な安全措置を講ずること。

エ　動力伝達装置、回転部等の危険な部分には接触しないよう注意すること。

オ　刃又は鋭利な機械で作業を行う場合は、障害物に注意すること。

カ　作業中に土塊、石等が飛散する作業においては、飛散物を防護する措置を講ずること。

キ　エンジンが動いているとき、又は加熱しているときは燃料を補給しない。また、燃料の補給時や燃料庫の付近では火を使わず、喫煙をしない。なお、夜間に給油を行う場合は、裸火等を照明に用いないよう特に注意すること。

ク　加熱したラジエーターのキャップを外すときは、蒸気又は熱湯が噴出するおそれがあるので十分注意すること。また、加熱したラジエーターに急に冷水を注ぐと、ラジエーターが破裂するおそれがあるので注意すること。

ケ　作業終了後は作業機を外し、又は降ろして機械を安定した場所に置き、かつ、安全な停止状態を保つように注意すること。また、危険と思われる機械は、格納庫に保管するかカバーをかけるなどして安全を確認すること。

（５）道路走行時の注意

ア　道路交通法等の法規を守り、他車の走行の妨げとならないよう留意して安全に運転すること。

イ　シートベルトを着用すること。

（参考）令和９年１月１日以降に製造された乗用型トラクターで道路走行する際には、シートベルトの着用が義務となる。違反の場合、シートベルトの着用義務違反として、点数１点が付される。

ウ　乗用型トラクターは、左右のブレーキペダルを連結した状態で走行すること。

エ　降坂時は必ずエンジンブレーキを用い、走行クラッチを使用しないこと。特に、歩行型トラクターでトレーラーを牽引する場合は、ブレーキとハンドルの操作に注意すること。また、登坂時における発進では、前輪の浮き上がりに注意すること。

オ　夜間走行の安全性を高めるため、農機の後部に反射材を取り付けて他車が確認できるようにすること。なお、農作業後は、反射材やライトの汚れをよく落とすこと。

カ　農耕車等で段差や起伏のある場所を通行する時は、車両の特性を考慮の上、路面の形状や運転の操作に十分注意すること。

（６）服装及び防護具の使用

ア　機械からの転落時や道路走行時の安全確保のためヘルメットを着用すること。

イ　機械の回転部等に衣服の一部、頭髪、手拭い等が巻き込まれないよう安全な帽子や作業着等を着用すること。

ウ　作業機等の落下、踏付け、踏抜き、スリップ等のおそれを考慮して頑丈な靴を履くこと。

エ　防除作業において呼吸器、眼、皮膚などを守るため、有効な防護具を用いること。

オ　刈払機を使用する場合は、石等の飛散物から眼を守るため防護メガネを着用すること。

カ　激しい振動や騒音を伴う作業にあっては、それぞれ腕や耳を保護するための防護具を使用すること。

キ　安全防護具は、常に正常な機能を発揮するよう点検し正しく使用すること。

（７）各種補償制度への加入

万一、事故が発生した時のために労災保険等各種補償制度へ加入すること。

【労災保険の特別加入について】

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して保険給付を行う制度だが、労働者以外の方でも、その作業の実態や災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる一定の方々に対して特別に任意加入を認めている。

農業者の場合には、次の３つの制度のいずれかに特別加入することができる。

①特定農作業従事者　　②指定農業機械作業従事者　　③中小事業主等

ＪＡなどが加入申請の窓口となっている場合があるため、詳細は近くのＪＡや茨城労働局に問い合わせること。

（参考様式１）

トラクター安全運転チェックリスト

（１）このチェックリストは、作業を行う前に、作業者やトラクター等の状況や作業方法の安全性を評価することで、危険要素を取り除き事故を未然に防止するため、必要な事項をリストアップしたものです。

（２）「はい」又は「いいえ」の欄に○印を記入してください。

全てが「はい」なら問題はなく事故の対策がとられている状態です。

「いいえ」の項目があれば事故の危険性があります。事故を未然に防ぐため、すみやかに是正し、対策した月日を備考欄に記入しましょう。

なお、＊印の付いたチェック項目は、作業内容や状況によって必ずしも取組む必要が無い場合がありますので、必要が無い場合は該当欄に斜線を入れてください。

◎運転者・氏名		◎トラクター名	
◎チェック年月日	年　　月　　日	◎作業機名	

チェック事項		はい	いいえ	備考
○個人的な安全事項○				
１	肉体的にも精神的にも健康である。疲労していない。			
２	体に合った服装で、安全な靴やヘルメットを着用している。（ひもやフードは回転部分に巻き込まれるおそれがあります。）			
３	耳栓、防護メガネ、保護マスクなどを使用している。 ＊必要に応じて使用する。			
４	必要な食べ物、飲み物をとっている。			
５	薬や酒は飲んでいない。			
６	補助者と連絡のための手信号など合図の仕方を決めている。			
７	公道を走行する場合は、適切な運転免許を所有している。＊トラクターや作業機等の大きさにより、小型特殊免許（普通免許に含む）、大型特殊免許、けん引免許が必要となります。			
８	シートベルトを着用する。			
９	ゆとりをもって作業の段取りを組む。			
１０	携帯電話を持っていく。（特に１人で作業する場合。）			
○安全運転のためのトラクター・作業機の準備○				
１１	トラクターの運転操作方法の研修を受けている。			
１２	トラクター・作業機の取扱説明書を持っている。			

チェック事項		はい	いいえ	備考
13	トラクター・作業機の取扱説明書や安全表示ラベルをよく読み、理解している。			
14	全ての操作レバーやペダル類の機能と操作方法を理解している。			
15	安全キャブ又は安全フレーム及びシートベルトが付いている。（注）			
16	安全キャブの窓やドアのガラスはきれいである。			
17	安全カバーは PTO 軸や可動部に全て付いており正常である。修理・点検などで取り外した場合は元通りに取付けている。			
18	低速車マークや反射材があり、汚れがなく良く反射する。			
19	灯火、計器、モニター、警報器類は正常に作動する。			
20	タイヤの状態は正常で、空気圧も適正である。(クローラーは、その状態を確認すること。)			
21	エンジンやミッションオイル量、冷却水量、バッテリー液は適正である。また、配線の接続は正常、燃料も十分である。(作業中及び補給時は火気厳禁とすること。)			
22	トラクター、作業機とも部品などのゆるみや異常はない。			
23	ステップやプラットフォーム上に泥やオイルの付着がなく、工具などを置いていない。			
24	輪距の調整、バラスト、ウエイトは適正である。			
25	作業機は良く調整・整備されている。			
26	消火器や救急箱を準備している。　＊できれば望ましい。			
○安全な始動・運転・停止方法○				
27	折り曲げ式の２柱式安全フレームは、運転時に必ず正規の状態で使用している。			
28	安全キャブ・安全フレーム付きのトラクターの場合、常にシートベルトを着用する。 ＊安全キャブや安全フレームのないトラクター作業中はシートベルトを着用しないこと。			
29	乗降は運転席側を見る姿勢で（はしご乗り、はしご降り)、足下の滑りや転落に注意している。			
30	トラクター油圧の運転操作は、いつも座席から行う。(地面からの操作は行わない。)			
31	シートは身体に合わせて適正に調節している。			
32	始動安全装置の作動は良好である。＊古いトラクターには付いていないものもある。			

チェック事項		はい	いいえ	備考
33	ブレーキの作動は良好で左右均等に効く。			
34	建物やハウス内でエンジンをかける時は、窓やドアを開けて換気している。			
35	エンジン始動後、異常な音はしない。(点検はエンジンを止めて行うこと。)			
36	始動・発進時には、必ず周囲の人、子供、動物、障害物がないことを確認し、またホーンなどで合図している。			
37	決して他の人や子供は乗せない、また作業機にも乗せない。			
38	道路走行時は、必ず左右のブレーキペダルを連結している。			
39	道路走行時は、必ず前輪倍速装置やデフロックを解除している。			
40	作業機のけん引時は、必ず正規のドローバーやヒッチを利用する。			
41	作業機の脱着時は、トラクターと作業機の間に入らない、また挟まらないよう注意する。			
42	３点リンクで上げた状態の作業機の下には入らない、入る場合は油圧ロックしている。			
43	道路走行時は、安全な速度で運転し、道路交通法規を守っている。			
44	坂道や斜面を降りる時は道幅が広く路肩のしっかりしたところへ寄せている。			
45	機械の点検、調整、巻付き除去などの時は必ずエンジンを止めている。			
46	PTO ドライブシャフトなどの回転部や可動部に手足を触れたり、その上を跨がない。			
47	フロントローダーの場合、できるだけ積み荷を低く下げて移動している。			
48	運転時には、前方の畝の端、道路の状況、樹木の枝などに注意している。			
49	できるだけ側溝、路肩、土手、穴、斜面などに近寄らないようにしている。			
50	急斜面（15 度以上）では使用しないよう注意している。			
51	坂道や斜面ではスリップに注意している。			
52	坂道や斜面を下る時は変速を低速にしてエンジンブレーキを使用し、途中でクラッチ操作や変速操作をしない。急旋回をしない。			
53	狭い道、ラフな道、泥道、滑る道、カーブ、斜面を横切る時は速			

チェック事項		はい	いいえ	備考
	度を落としている。			
54	ほ場の出入や畦超えは、低速で直角に進むか、歩み坂を使用している。			
55	ほ場は枕地を広く取り、旋回する時は低速にしている。			
56	ぬかるみから出る時はゆっくり発進し、危険ならバックするか、他車にけん引してもらう。			
57	バックする時はいつも低速にし、後方を確認している。			
58	トラクターから降りる時は PTO クラッチを切り、エンジンを止め、キーを抜いている。			
59	トラクターから離れる時は作業機を下ろし、駐車ブレーキをかけている。			
60	作業は適正な PTO 回転数と速度で行っている。			

（注）安全キャブや安全フレームのないトラクターの場合は、販売店や農協に依頼して、できるだけ取付けるようにしましょう。取付けるものがない場合は、転倒する恐れがないと思われる場所や作業に限定して使用するようにしましょう。

Ⅲ　熱中症対策について

毎年、多くの農業者が熱中症により救急搬送されています。

熱中症は適切な対策をすることで予防したり、重症化を防いだりすることができます。お互いに声を掛け合い、予防しましょう。

1　茨城県内の農作業時の熱中症の事故に関して

○　近年の農作業事故（機械以外）で熱中症にかかる患者の割合は、3 割から 4 割弱で推移しています（図 16）。

○　温暖化などによる気温の上昇は、熱中症の発症リスクを高めているため、農作業における熱中症対策は欠かせません。

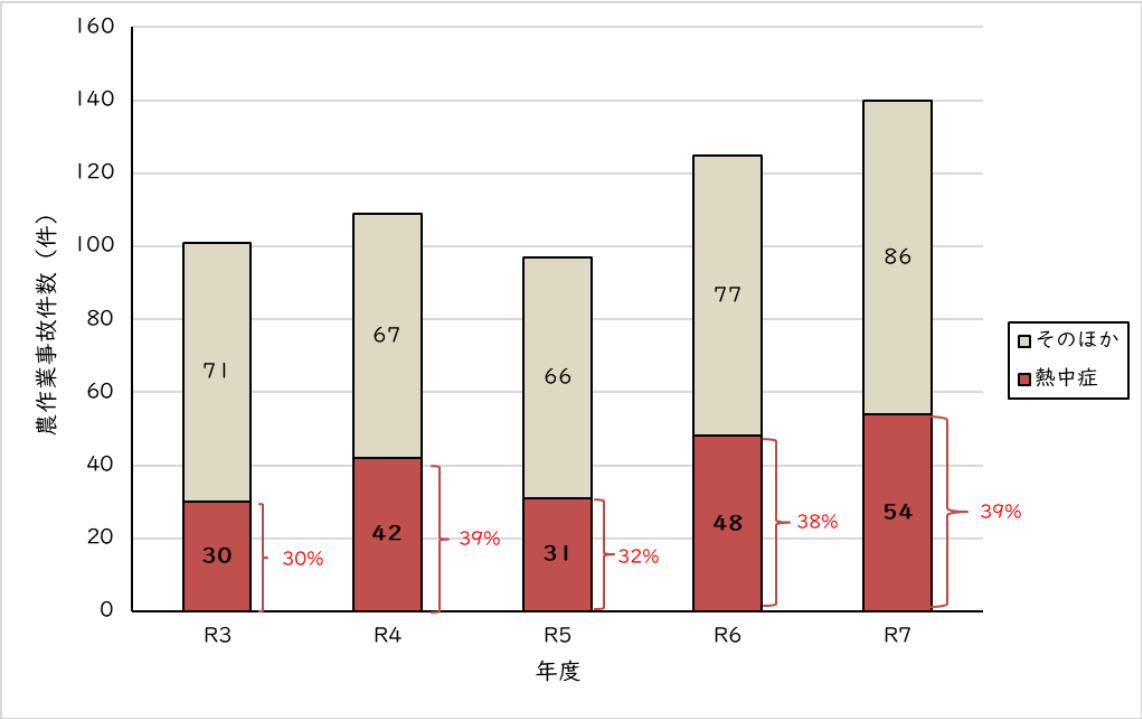

図 16　機械以外の農作業事故の熱中症の発生件数の推移

2　なぜ熱中症になるのか

○　熱中症とは、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

○　人間は、暑い環境下や農作業などで体を動かして体温が上がると、「皮膚血流量の増加」と「発汗量の増加」によりその上昇を防ごうとします。

○　汗をかきすぎると体内の水分不足による「脱水状態」となり、体温調節をうまくできなくなって体内に熱がこもり、熱中症になる危険性が増加します。

身体的要因

・食事をとっていない
（特に朝食）
・睡眠不足
・激しい運動
（農作業の多くが該当）

環境的要因

・気温が高い
・湿度が高い
・日差しが強い
・風が弱い
・急に熱くなった

体温が上昇する要因

3　熱中症の予防

（１）熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）

○　暑さ指数（WBGT）は、熱中症を予防することを目的として提案された指標で、気温、湿度、日射量などから計算されます。暑さ指数が高いほど熱中症になる危険が高いため、注意が必要です。

○　暑さ指数は、環境省の熱中症予防情報サイト（https://www.wbgt.env.go.jp/）などで確認することができます。

日本工業規格Z8504（熱環境の人間工学―WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価―暑熱環境）
附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に作成

（２）天気予報と体調をチェック

○　暑さ指数とあわせて天気も確認しましょう。

○　特に梅雨明けは、身体がまだ暑さに慣れていない（※）中で急に高温多湿な天候に変化するため、熱中症になる危険が高くなります。

○　体調不良時は熱中症になる危険が高まります。無理をしないようにしましょう。

※　体が暑さに慣れることを「暑熱順化（しょねつじゅんか）」といいます。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて熱中症になりにくくなります。

（３）涼しい服装・安全な作業環境

○　帽子で日差しを遮り、汗を逃がしやすい服装で作業をしましょう。汗が乾く際の気化熱で身体が冷却されます。

○　ファン付きウェアやネッククーラー等も活用しましょう。

○　作業はできる限り２人以上で行い、時々、声をかけあいましょう。

○　暑いハウスの中は、できる限り風通しを良くしましょう。

（４）こまめな水分補給とこまめな休憩

○　作業前や作業中に、こまめに水分と塩分を取りましょう。

○　汗をかき、体内の水分と塩分を失った状態で水だけを摂取すると、体内の体液濃度が薄まるのを防ごうと身体が水分を排出してしまう自発的脱水が起こることがあります。このため、発汗時は塩分を含むスポーツドリンク等を飲みましょう。

○　こまめに涼しい場所で休憩しましょう。

（５）高齢者は要注意

○　高齢者は、温度に対する感覚が弱くなって「暑い」と感じにくくなったり、体内の水分量が減少していたり、のどの渇きを感じにくくなったりすることで、熱中症にかかりやすくなっています。こまめに水分を補給し、休憩をとりましょう。

４　熱中症になってしまったら

早い対処は快復への近道です。熱中症の疑いを感じたらすぐに対処しましょう。

（１）立ちくらみや痙攣、頭痛、吐き気などを感じたら、作業を中断し涼しい場所に避難しましょう。（熱中症の症状は、作業後に自宅に戻った際など時間差で発生することもあります。）

（２）衣服をゆるめ、保冷剤やクーラー等を使って身体を冷やしましょう。

（３）水分・塩分を補給しましょう。

（４）自力で水を飲めない、呼びかけに応えない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう。

熱中症に関する健康状態自己チェックシート　　（作業日　　／　　／　　）

所属名		氏名	（年齢：　　歳）

○所属の事業実態に合わせて決めた時間ごとにWBGT値（または気温）を測定し、記録してください。
○作業開始前、作業中に体調をチェックし、該当欄に○をつけましょう。
　１つでも症状が見られる場合は、熱中症を発症している可能性がありますので、すぐに周りの人（上司、他の職員、家族など）に相談・報告し、応急処置などを行いましょう。
○20分おきに休憩し、水分と塩分を補給してください。（目安は、のどが渇いていなくても毎回コップ1～2杯以上）
　また、水分と併せて、必ず塩分も補給してください。
　※水分だけを補給すると身体の塩分濃度が薄くなり、自覚症状なく熱中症になる危険があります。
○できるだけ単独作業は避けましょう。
　声のかけあいや巡回等を行い、定期的にお互いの状態が確認できる環境で作業をしましょう。
　複数名作業が難しい場合も、一定時間ごとにお互いに電話で体調を確認しあう等の工夫を行いましょう。

以下の人は熱中症にかかりやすい人です。

区分		No	チェック項目	該当欄に○	No	チェック項目	該当欄に○
作業前チェック	生活習慣	1	高齢者（６５歳以上の人）である		6	風邪をひいて熱がある	
		2	心筋梗塞、狭心症などにかかったことがある		7	下痢をしている	
		3	これまでに熱中症になったことがある		8	二日酔いである	
		4	高血圧症である		9	朝食を食べなかった	
		5	ふとっている		10	寝不足である	

作業日の休憩中の確認（所属の事業実態に合わせて決めた時間ごと）

作業環境												
WBGT値（暑さ指数）または気温 □WBGT実測値 □気温実測値 □WBGT公表値 （いずれか☑入れる）	確認回数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	測定時刻	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	測定値										
	休憩時間（合計）										

以下は熱中症の症状です。該当欄に○をつけましょう。

作業時チェック		No	チェック項目											
	Ⅰ度	11	めまい、生あくび、立ちくらみがする											
		12	筋肉痛、こむら返りがある　軽い											
		13	ふいてもふいても汗が出てくる											
	Ⅱ度	14	頭がズキンズキンと痛む											
		15	吐き気がする、嘔吐している											
		16	体がだるい											
		17	集中力や判断力が低下する											
	Ⅲ度	18	意識がない											
		19	体がけいれんしている											
		20	まっすぐに歩けない（走れない）											
		21	熱が高い（体に触ると熱い）											
		22	呼び掛けに反応していない　重い											

水分・塩分補給											
1回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
2回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
3回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
4回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
5回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
6回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
7回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
8回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
9回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
10回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
11回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
12回目	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ

特記事項	

上記は参考様式になります。事業の実態や規模、活動状況に応じて、休憩の取り方や体制などを適切に整備してください。

5　職場における熱中症対策の義務付けに関して

熱中症の重篤化を防止するために、労働安全衛生規則が改正され、令和７年６月１日から施行されました。以下の措置が事業者に義務付けられます。

（１）早期発見のための体制整備

（２）重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

（３）（１）および（２）を関係作業者に周知すること。

なお、対象となる作業は、「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業となっています。また、規制対象となるのは「雇用関係がある」職場や環境としていますが、規制対象外であっても、熱中症予防に努めましょう

6　参考資料

○　環境省熱中症予防情報サイト（http://www.wbgt.env.go.jp/）

○　農林水産省熱中症対策（https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html）

○　農林水産省「熱中症」対応フロー（https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/nechu-82.pdf）

○　厚生労働省　（https://neccyusho.mhlw.go.jp/）

茨城県農作業事故調査実施要領

第１　調査の目的

農作業における事故について，その状況を的確に把握することにより，地域に密着した農作業事故防止対策の検討に必要な基礎資料の整備を図る。

第２　調査の定義

１　農作業事故とは，農作業中に発生したすべての事故をいう。

２　農作業とは，農業生産活動に伴う一切の作業をいい，物資の運搬，機械・施設の点検修理及び出荷のための作業などを含む。

第３　調査実施方法

１　調査主体

産地振興課

２　調査対象

県内全市町村

３　調査期間

各年１月１日から１２月３１日までの１年間

４　調査内容

別紙農作業事故調査票のとおり

５　調査手順

（１）　産地振興課は，各農林事務所振興・環境室に調査実施を依頼する。

（２）　各農林事務所振興・環境室は，消防本部，病院施設，農業委員会，農業協同組合等との連携に留意しながら，管内市町村の協力を得て調査する。

（３）　各農林事務所振興・環境室は，結果をとりまとめ，産地振興課へ報告する。

（４）　産地振興課は，調査結果の集計整理を行う。

６　報告期限

別途通知する。

第４　調査結果の利活用

農業者の農作業安全に係る意識の向上を図るため，産地振興課は，調査結果を啓発等に活用する。

平成２２年　１月１８日　一部改正
平成２３年１２月２７日　一部改正
令和元年１２月　６日　一部改正
令和６年　　９月２７日　一部改正

（別紙）農作業事故調査票

市町村名	死亡事故	年齢	性別		属性					被災の年月日	被災の場所						被災の作業							被災の機械										熱中症	詳細
			男	女	経営主	従業員	（特定）技能実習生	その他	不明		畑（樹園地含む）	田	自宅・作業場（屋外含む）	道路	その他	うち傾斜地（注4）	収穫・脱穀	除草	耕耘	運搬・移動	機械の脱着	農薬散布	その他	乗用トラクター	歩行用トラクター	トラック	刈払機	コンバイン	田植機	スピードスプレーヤ	いも掘り機	その他	機械以外		
（記載例）		70	○			○				2024/1/1				○		○				○				○											18時頃トラクターにて農道を走行中，操作を誤って横転。トラクターの下敷きになり，右足を骨折。通行人が通報して，病院に搬送される。
（記載例）		80		○		○				2024/1/1	○											○								○					果樹園にて、スピードスプレーヤによる農薬噴霧作業中、降車した際に機械が動きだし轢かれた。
（記載例）	○	20	○				○			2024/1/1				○						○						○									11時50分頃、トラックの荷台で、積み荷の監視を行っていた際、急カーブで振り落とされ頸椎骨折。
（記載例）		30	○		○					2024/8/1			○					○															○	○	8時00分～11:30頃まで水田周辺の除草実施。帰宅後気分不快、嘔吐数回あり意識朦朧となり救急要請。 晴、気温34.3℃、湿度84.7%　作業中水分摂取500ml ペットボトル1本のみ。脱水症。

注１　：　市町村，消防本部，病院施設，労災保険，JA共済等との連携を十分にとって，調査漏れがないようにすること。
注２　：　市町村名，被災者の年齢，被災の月日及び詳細以外の項目については，該当するものに○を付けること。
注３　：　被災の状況については，できるだけ詳しく記入すること。
注４　：　被災の場所が傾斜地の場合には、「うち傾斜地」にも○を付けること。